

傷病手当金・保険料減免に関するQ & A

【傷病手当金関係】

- Q 1. 発熱等があったものの結果的に新型コロナウイルスに感染していなかった場合はどうなるのか？
- A 1. 発熱等が続き、4 日以上労務に服することができない状況であれば、結果的に新型コロナウイルス感染症に感染していなくとも支給の対象となります。
- Q 2. 労務に服することができなくなった日から3日経過しないと支給されないのはなぜか？
- A 2. 初日から3日までは待期期間として健康保険における傷病手当でも設けられておりますが、これは、短期間ではすぐに生活困窮に陥る心配があまりないことや不正の防止（3日間も仕事を休むことで無報酬になるという犠牲を払ってまで病気を装い、傷病手当金を請求する方はいないであろうという想定）という観点から設けられています。
- 今回の国民健康保険における傷病手当についても、同様の趣旨から設けられているものと考えています。
- Q 3. 適用は9月30日までとのことだが、延長することはあるのか？
- A 3. 適用期間の延長については、今後の感染状況や国における財政支援の状況等を踏まえ判断する予定です。
- Q 4. 給与日額はどのように算出するのか？
- A 4. 直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で除して算出します。

【減免関係】

- Q 5. 主たる生計維持者とは？
- A 5. 原則として世帯主となりますが、世帯主と世帯員の所得に大きな差がある場合等は、世帯主以外を主たる生計維持者として認めるなど、柔軟に対応する予定です。
- Q 6. 重篤な傷病を負った場合とは、どのような場合か？
- A 6. 東日本大震災の際に示された基準と同様に、1か月以上の治療を有すると認められる場合となります。
- Q 7. 事業等の廃止、失業、事業収入等の減少については、新型コロナウイルス感染症と関連していないと対象にならないのか。
- A 7. 緊急事態宣言により不要不急な外出を控えるようお願いしていること等から、ほぼ全ての方が新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものと考えています。
- なお、申請時は、廃業、失業、収入減少が分かる書類の添付を原則としますが、それ以外にも事業主による証明によるものや、申し立てによるものも認めるなど、柔軟に対応する予定です。

【傷病手当金関係・減免関係共通】

- Q 8. 申請はいつから開始されるのか？また申請受付はどこで行うのか？
- A 8. 傷病手当については国保条例、減免については国保条例施行規則をそれぞれ改正した後、できるだけ速やかに開始したいと考えています。
- また、申請受付は各区・総合支所の国民健康保険の担当課で行いますが、本市HPに各種申請様式を掲載するほか、ご相談があった際に郵送での申請を促すなど、申請しやすい環境を整えていきます。